



# うすい 泰彦 通信

やすひこ

泰彦

通信

第 26 号

2024年 7月 28日発行

うすい泰彦通信編集委員会

安曇野市堀金三田 1160

TEL・FAX 73-4465

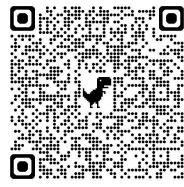
Email: jonen.kurasi@gmail.com

日本共産党の見解をお知らせします。ご意見をお寄せください。

2024年 6月議会

一般質問

能登半島地震の被災地の一日も早い復旧・復興を願います。



臼井議員の  
一般質問動画

臼井議員  
のLINE



## 児童クラブの受け入れ態勢 長期的拡充計画を

\* \* \* \* \*

### 児童クラブの現状は



現在、市内の児童クラブは、7つの児童館（別に長期休業中のみ開設の1児童館あり）と小学校の教室を活用した12の分室（別に長期休業中のみ開設の1分室あり）および教室や校地内の別棟を活用した2つのクラブ室で開設しています。児童クラブ別・学年別の開設状況は1表の通りです。

#### 児童クラブの開設状況 (1表)

館…児童館内に開設、校…校舎内に開設、ク…クラブ室、社…三郷文化体育館

児童クラブ名	学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
豊科北小児童クラブ	館	館	館	校	校	校	校
豊科南小 //	校	校	校	校			
豊科東小 //	ク	ク	ク	ク			
穂高南小 //	館・校	館・校	館・校	館・校	館・校	館・校	館・校
穂高西小 //	校	館	校	校	校	校	校
穂高北小 //	校	校	館	館	館	館	館
三郷小 //	館	館	(校)	社	(校) 長期休業		
堀金 //	館	館	館	館	館	館	館
明科 //	館	館	館	館	館	館	館
明北小 //	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク

※穂高南小児童クラブは、学年別ではなく、迎えの時間別に分かれている。

\* \* \* \* \*

### 待機児童を生まないための計画を

**臼井** 今後も5、6年生の受入れが残り3校にも拡大され、さらに申請率の増加が予想され、受入れの余裕がなくなる可能性がある。現場ではすでに一時的にいっぱいの状態だ。夏休みなどにはさらに利用者が増え、一層混み具合が深刻だ。小学校の余裕教室を利用しての分室の増設では対応し切れないのではないか。待機児童を生まないための長期的な拡大計画は。

**市長** 児童クラブの整備は、積極的な学校施設の活用を進めている。

### 静養するための機能を備えた区画の状況は

**臼井** 「安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の第10条で義務付けられている、子どもの安全、健康、衛生面等に配慮した「静養するための機能を備えた区画」が取りにくく状況がある。保護者が迎えに来るまでの短い時間でも、音が遮断でき、振動も伝わらない区画やベッド、クールダウン対応の状況は。

**教育部長** アコーディオンカーテンや布製のパーティションによる空間を保ち、簡易ベッドを用意するなどしている。

### 児童クラブって？ 児童館って？

- (1)児童クラブの支援の目的…発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう、児童の自主性や社会性、創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り健全育成を図る。一人一人の人格を尊重（条例より）  
(2)児童クラブは、保護者等が仕事等により昼間家庭にいない小学生が利用対象となる。  
(3)児童館は、乳幼児から18歳未満の児童が自由に無料で遊べる施設。市内には、豊科高家、豊科中央、南穂高、穂高中央、穂高西部、穂高北部、三郷、堀金、明科の9館がある。  
(4)安曇野市の児童クラブと児童館は、安曇野市社会福祉協議会が指定管理者となっている。

この5年間で市内小学校の児童クラブの利用申請者数は390人、申請率は5.5%増え、1・2年生の4割近く、全体の4分の1の子どもを受け入れる、1,000人超の大所帯となっています。（下表）

### 児童クラブ学年別申請状況 (2024年度除:長期休業のみの利用)

学年	1	2	3	4	5	6	計
対象児童数(人)	745	749	789	775	488	460	4006
利用申請者数(人)	288	279	228	166	50	16	1027
申請率(%)	38.7	37.2	28.9	21.4	10.2	3.5	25.6
2020年度比申請率 (5,6年は2022年度比)	+12.1	+9.8	+10.9	+11.3	+4.0	+0.5	+5.5



### 職員の待遇改善を

- 臼井** ①パート職員の賃金の毎年の改善 ②休息スペースの確保 ③指定管理者への職員採用支援 をどう図るか。  
**教育部長** ①改定の経過について、数字は把握していない。②確保が不十分となる長期休み中の児童クラブ分室の休憩場所の確保について、指定管理者、小学校とも研究していく。③指定管理者との協議など、必要に応じて対応していく。

**臼井** 長野県の最低賃金は毎年改定され、2020年から23年まででは99円上がっている。児童クラブパート職員と保育士（パート）との賃金の差が開いていると思う。経験がしっかり反映された賃金水準にしてもらうように、指定管理者にも働きかけ、協議していってもらいたい。

### ！現行の健康保険証は12月2日以降も使えます

7月19日全国の開業医の63%が加入する保団連が保険証の存続とマイナンバーカード利用キャンペーンの中止を要請しました。現行の健康保険証は12月2日以降も使え、使用期限前に、申請しなくても資格確認書が交付され、引き続き医療を受けることができます。

## 2024年6月議会 一般質問(続) 6月定例会については、日本共産党安曇野市議団ニュースNo.64もご覧下さい



# 教員の時間外勤務手当の支給と定数増を 政府への強力な働きかけを



## 時間外勤務減少するも、定額働かせ放題\*

\*教員には給与の4%の教職調整額(定額)が支払われているものの、いくら時間外勤務をしても手当は一切支給されていない。

1月当たり	時間外勤務	休日勤務	持ち帰り勤務	合 計
小学校 2023年度	32時間20分	1時間21分	1時間48分	35時間29分
前年度比	△4時間54分	△9分	△38分	△5時間41分
中学校 2023年度	33時間19分	5時間2分	1時間6分	39時間27分
前年度比	△4時間14分	△45分	△25分	△5時間24分

臼井 教員の欠員の状況、教職員の健康状態は。

教育部長 今年度当初、教員の欠員はないが、市費支援員1名が欠員。昨年度途中に担任が休職し、教頭が担任を年度末まで務めた小学校が2校あった。5月末現在代替者が必要な療養休暇等取得者は2名いる。

## 授業準備等を 勤務時間内に行なうことは難しい

臼井 (1)教員の一番の仕事は授業である。学級指導、学級活動、児童会・生徒会活動や学年・学校行事等の特別活動を含めて、週当たりの担当授業時間数別の人数と割合は。

(2)授業と授業準備、授業後の学習評価、成績処理に1日平均どれくらいの時間をかけているのか。

教育部長 (1)→下表。教員は、授業準備等を勤務時間内に全てを行うことは難しい状況だ。

(2)数字は持っていない。

↓【教員勤務実態調査(22年実施)より妹尾昌俊氏作成】 ↓【安曇野市】

週当たりの担当授業数	小学校		中学校	
	%	%	%	%
1~15コマ	8.2	21.9	9.16	7.02
16~20コマ	7.1	55.7	85.38	
21~25コマ	47.5	20.2	90.84	7.60
26コマ以上	37.2	2.2	100.00	100.00
計	100.0	100.0		

	小学校	中学校
	%	%
1~15コマ	8.2	21.9
16~20コマ	7.1	55.7
21~25コマ	47.5	20.2
26コマ以上	37.2	2.2
計	100.0	100.0

臼井 中央教育審議会、初等・中等教育分科会「質の高い教師の確保特別部会」第7回会議で妹尾昌俊委員が提出した資料(右上表)がある。(こ



## 法的根拠なく個人情報が自衛隊へ 18歳と22歳の市民の個人情報

安曇野市は、自衛官の募集に関わって、これまで、法に基づいて自衛官職員が市役所で住民基本台帳を閲覧し、書き写すことにより情報提供してきましたが、今年度から18歳、22歳になる方の個人情報(住所・氏名・性別・生年月日)を紙媒体で自衛隊に提供します。この情報は自衛官募集に使われます。これについて市のHP(ホームページ)の自衛官等募集事務に係る対象者情報の提供についてにおいて説明していますが、法的根拠のない政府の法解釈を丸飲みする、きわめて異常な事態です。 \*下線部は、市のHPの記述

### ★自衛隊法は「個人情報の提供」に一切触れていない!

資料の提出は、自衛隊法第97条に基づく市区町村長の行う自衛官等の募集に関する事務とありますが、同条は「市町村長は、自衛官及び自衛官候補生(以下自衛官)の募集に関する事務の一部を行う」とあるだけで、個人情報の提供には触れていません。

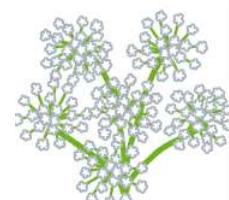
### ★自衛隊法施行令には「個人情報の提供」の内容はない!

名簿提出の根拠として、自衛隊法施行令第120条には「自衛官等の募集に關し…市町村長に対し、…資料の提出を求めることができるとして、資料として、住民基本台帳の一部の写しを示しています。120条の「資料提供」は、同施行令114条~119条を受けた規定であり、ここには、「個人情報の提供」の内容はありません。



### ★住民基本台帳法に外部提供の定めはない!

防衛省と総務省より、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないことが通知されていることがあります。しかし、同法では、「国が個人4情報(氏名、生年月日、性別、住所)の写しを『閲覧』できる」とあるだけで、閲覧以外の外部提供の定めもありません。



通知の内容は、根拠のないものです。なお、通知は地方自治法に基づく技術的助言であり、同法では、これに応じなくても市区町村は不利益な扱いをされないことが規定されています。

### ★個人情報法上、個人情報を提供するための根拠となる法令はない!

個人情報の提供は、個人情報の保護に関する法律の「法令に基づく場合」に該当するとしていますが、上述のように、ことごとく法的根拠がないものです。当事者や保護者の同意のない情報提供は許されません。

### ★自衛隊の主たる任務の説明がないまま個人情報が提供される!

自衛隊は、地方自治体と協力して被災地支援などの公益性の高い重要な任務を担っておりとあります。自衛隊は、国際法上の軍隊であり、自衛官は、服務の宣誓を行い、命を懸けて人を殺す「賭命義務」が課されている兵士です。自衛隊の主たる任務の説明もないままに情報が提供されることも重大問題です。自衛隊は憲法9条に違反する違憲の存在です。安保法制や安保3文書で日本が攻撃されていくても他国で戦争する組織に変貌し、その違憲性はますます強まっています。

